

## 議案第9号

### 東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱の廃止について

東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱を廃止することについて、次のとおり提案する。

令和7年3月27日提出

東広島市教育委員会

教育長 市場 一也

#### 1 提案理由

ボランティア活動支援事業は、令和7年4月1日から東広島市文化・学習センターの指定管理者が行う業務内容となることに伴い、東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱の廃止を行うため、この議案を提出するものである。

#### 2 廃止案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

##### 第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会告示第 号

東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和7年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 市場 一 也

東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱を廃止する告示

東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱（平成28年東広島市教育委員会告示第6号）は、廃止する。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 ボランティアコーディネーターであった者に係る廃止前の東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱第6条第1項に規定する相談支援事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務については、この告示の施行の日以後も、なお従前の例による。